

新型コロナウイルス感染症で雇用の維持にお困りの県内企業の皆様へ

雇用維持・安定支援事業

労務管理の専門家(社会保険労務士)が支援します！

- ◎雇用関係助成金について申請に向けたアドバイスを受けたい
- ◎雇用関係助成金の提出についてどの書類が必要かわからない
- ◎労使協定の締結や就業規則の整備等の労務管理について相談したい
- ◎その他、雇用維持のために活用できる制度を知りたい 等

無料で
サポート！

対象 県内企業・事業所（定員6企業）

開催日・会場

開催場所：豊前川崎商工会議所

開催日時：令和3年5月13日(木) 10:00~17:00
※12:00~13:00昼休み

※詳細は下記県庁HPでご確認ください。
(事前予約制、下記県庁HPから予約できます。)

福岡県庁 雇用維持・安定支援事業

で検索



申請はお済みですか？申請には期限があります

雇用調整助成金

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成する制度です。

■主な制度内容

- ・助成率 **中小企業4/5**、大企業2/3
(解雇等を行わず雇用を維持した場合)
中小企業10/10、大企業3/4 など

・申請期限

- 判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内
- ※1 判定基礎期間とは賃金締切日の翌日からその次の締切日までの期間
- ※2 緊急事態宣言等対応特例の対象となる休業についての申請は5月31日まで

「出向」を活用して雇用を守る企業を支援します

産業雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。

■主な制度内容

- ・助成率
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合：**中小企業9/10**ほか
上限額(出向元・先の計)：**12,000円/日**

※上記助成金の内容は令和3年4月1日現在のものです。各助成金の支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページをご確認ください。また、制度や助成率・申請期限等は変更される場合があります。

【お問合せ】福岡県福祉労働部労働局労働政策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 TEL:092-643-3587 FAX:092-643-3588

E-mail:rosei@pref.fukuoka.lg.jp (受付時間:月~金 8:30~17:15 土日祝 休み)